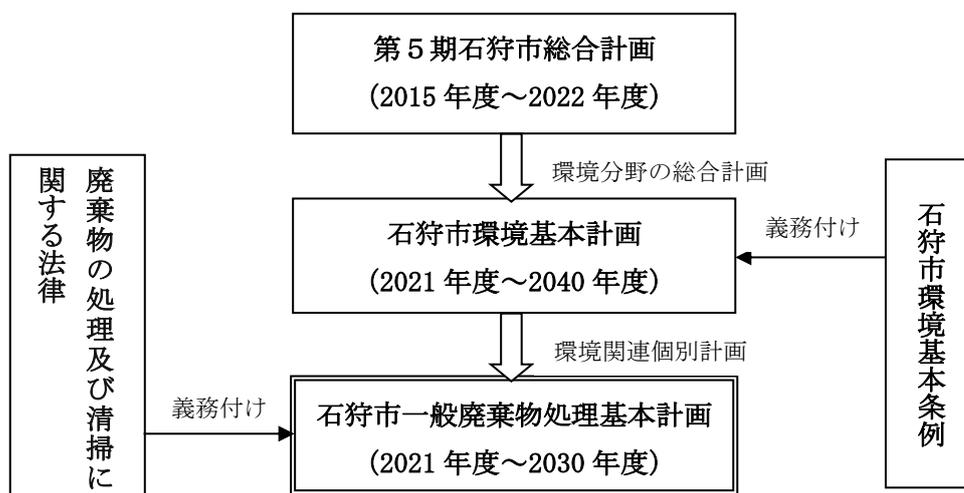


石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

1 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により策定が求められています。また本市においては、環境分野の総合計画として策定した「石狩市環境基本計画」の個別計画となっており、一般廃棄物の適正処理や減量化に関する基本的事項を定めるため策定します。



※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日号外法律第137号）抄

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

※石狩市環境基本条例（平成12年10月4日条例第49号）抄

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

（施策の実施のための計画）

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に実施するため、市が環境基本計画に基づき中期的に実施する施策に関する計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

2 計画の目標年次等について

これまで、平成 24 年 3 月に策定した「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ってきました。

現計画における施策内容や成果を踏まえ、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間を期間とする計画を策定します。

※現計画の体系

基本理念	ものを大切にし、循環させて賢くつかうまち			
基本方針	4 R の推進	ごみの適正処理	環境の保全	市、市民、事業者協働
施 策	<ul style="list-style-type: none"> ● 4 R の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1 エコライフへの転換 2 循環型社会に対応したリサイクル 3 事業系ごみ減量化対策の強化 4 グリーン購入の推進 ● 環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策 2 公害対策 3 不法投棄対策 ● ごみの適正処理 <ul style="list-style-type: none"> 1 ごみ処理施設の適正な管理・運営 2 ごみ処理に係る費用負担のあり方の検討 3 効率的な収集・運搬・処理の検討 4 地域循環圏の構築、広域処理の検討 ● 市、市民、事業者協働 <ul style="list-style-type: none"> 1 環境教育・環境学習の推進 2 情報提供・情報発信の充実 3 環境配慮行動・市民ボランティアへの支援 			
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量 680 g/人・日 ● リサイクル率 60% ● 事業系ごみ排出量 4,000 t/年 ● 最終処分量 1,400 t/年 			

3 策定スケジュール（予定）

時期	環境審議会	市民会議（いしかり・ごみへらし隊）	パブリックコメント
令和 2 年 8 月	諮 問		
9 月		意見交換	
10 月	審 議		
11 月			
12 月	審 議		意見募集
令和 3 年 1 月	↓	↓	↓
2 月	答 申		検討結果公表
3 月			